

【注の追加】

(追加)

キ 薬剤総合評価調整加算

注9 注1に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出ていた病棟であって、当該基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た病棟については、注2の規定にかかわらず、当該病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当分の間、夜勤時間特別入院基本料として、それぞれの所定点数の100分の70に相当する点数を算定できる。ただし、当該点数が注2本文に規定する特別入院基本料の点数を下回る場合は、本文の規定にかかわらず、569点を算定できる。

A104 特定機能病院入院基本料
(1日につき)

【注の見直し】

注5 当該病棟に入院している患者の看護必要度につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

- イ 看護必要度加算1 30点
- ロ 看護必要度加算2 15点

注5 当該病棟に入院している患者の看護必要度につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

- イ 看護必要度加算1 55点
- ロ 看護必要度加算2 45点
- ハ 看護必要度加算3 25点

【注の見直し】

注8 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

イ～ヘ (略)

ト～リ (略)

ヌ 難病等特別入院診療加算（二類感染症患者入院診療加算は一般病棟に限る。）

ル～タ (略)

レ 二類感染症患者療養環境特別加算（一般病棟又は結核病棟に限る。）

ソ～フ (略)

コ がん診療連携拠点病院加算（一般病棟に限る。）

エ～メ (略)

ミ 退院調整加算（精神病棟を除く。）

シ 新生児特定集中治療室退院調整加算（一般病棟に限る。）

エ 救急搬送患者地域連携紹介加算（一般病棟に限る。）

ヒ～セ (略)

ス 病棟薬剤業務実施加算

ン (略)

注8 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

イ～ヘ (略)

ト 医師事務作業補助体制加算1

チ～ヌ (略)

ル 難病等特別入院診療加算（二類感染症患者入院診療加算は一般病棟又は精神病棟に限る。）

ヲ～レ (略)

ソ 二類感染症患者療養環境特別加算

ツ～コ (略)

エ がん拠点病院加算（一般病棟に限る。）

テ～ミ (略)

シ～ヒ (略)

モ 病棟薬剤業務実施加算1

セ (略)

ス 退院支援加算（一般病棟は1のイ、2のイ及び3に限り、結核病棟は1のロ及び2のロに限る。）

			<ul style="list-style-type: none"> シ 認知症ケア加算（一般病棟又は結核病棟に限る。） イイ 精神疾患診療体制加算（精神病棟を除く。） イロ 精神科急性期医師配置加算（精神病棟の7対1入院基本料、10対1入院基本料又は13対1入院基本料を算定するものに限る。） イハ 薬剤総合評価調整加算
<p>【注の見直し】</p>	<p>注10 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟（一般病棟に限る。）に入院している患者について、ADL維持向上等体制加算として、入院した日から起算して14日を限度とし、1日につき25点を所定点数に加算する。</p>	→	<p>注10 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟（一般病棟に限る。）に入院している患者について、ADL維持向上等体制加算として、入院した日から起算して14日を限度とし、1日につき80点を所定点数に加算する。</p>
<p>A105 専門病院入院基本料（1日につき）</p>			
<p>【注の見直し】</p>	<p>注3 当該病棟に入院している患者の看護必要度につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 看護必要度加算1 30点 ロ 看護必要度加算2 15点 	→	<p>注3 当該病棟に入院している患者の看護必要度につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 看護必要度加算1 55点 ロ 看護必要度加算2 45点